

議案第 2 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 16 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

高齢者部分休業制度の実施に伴い、沖縄県立高等学校管理規則を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

改正案の概要の説明

部課名 教育庁学校人事課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

高齢者部分休業は、高年齢として条例で定める年齢（55歳）に達した職員が申請した場合において定年退職日までの期間について、勤務時間の一部につき勤務しないことを可能とする休業制度であるため、申請が承認されると当該職員は長期間にわたり短時間勤務となる。

育児や介護等を理由とするその他部分休業と異なり、高齢者部分休業を導入した目的の一つである加齢による体力の衰えは、通常、ゆるやかに現れること、高齢者部分休業中の職員も定期人事異動の対象であること等から、公務の運営に支障を出さずに制度を運用するためには、定期人事異動と一体で運用する必要がある。

そのため、県立学校職員に係る高齢者部分休業の承認権者は、教育委員会とする必要がある。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定により、高等学校を含めた教育機関の管理運営の基本的事項については、規則で定める必要があることから、引き続き、本規則で部分休業の承認に関する事項を規定する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県立学校職員の高齢者部分休業は、教育委員会が承認する。（第71条関係）
- (2) この規則は、令和5年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3
- (2) 沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年沖縄県条例第47号）第2条
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

5 関係課との調整状況

県立学校教育課と調整済み。

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料（法令所管府省からの事務の処理基準その他の通知を含む。）

(案)

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
第71条ただし書中「部分休業」の次に「及び所属職員の高齢者部分休業」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>第1条～第70条（略）</p> <p>（職員の部分休業）</p> <p>第71条 職員の部分休業は校長が承認する。ただし、校長の部分休業及び所属職員の高齢者部分休業は、教育委員会が承認する。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員の部分休業）</p> <p>第71条 職員の部分休業は校長が承認する。ただし、校長の部分休業_____は、教育委員会が承認する。</p>

（注） 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（高齢者部分休業）

第二十六条の三 任命権者は、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 （略）

○沖縄県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年沖縄県条例第47号）

（高齢者部分休業の承認）

第2条 高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第2条の規定により定められた職員の1週間当たりの勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなけ

ればならない。

2・3 （略）